

津島市 第9期

高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画

令和6年度～令和8年度

概要版

津島市

1 計画策定の背景・視点

本計画は、国が示した基本指針における以下の3つの主な考え方を踏まえています。

①介護サービス基盤の計画的な整備

- ◆ 中長期的な人口動態や介護ニーズ等を踏まえたサービス提供体制の構築
- ◆ 医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえた連携強化

②地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

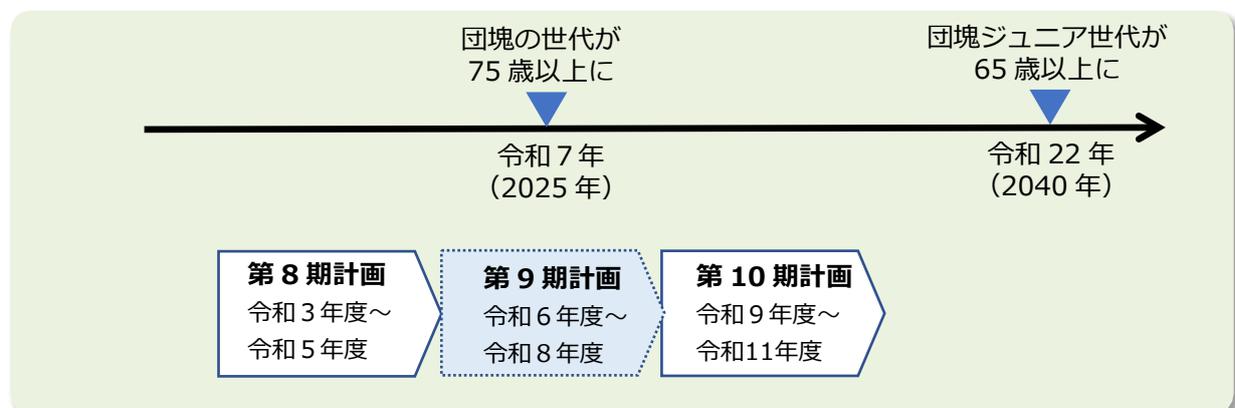
- ◆ 制度・分野の枠を超えた多様な主体の参画による地域共生社会の実現
- ◆ 認知症になっても希望を持って日常生活を過ごすことのできる社会の実現

③地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ◆ 介護人材の確保
- ◆ 介護現場の生産性向上の総合的な支援

2 計画の位置づけ・期間

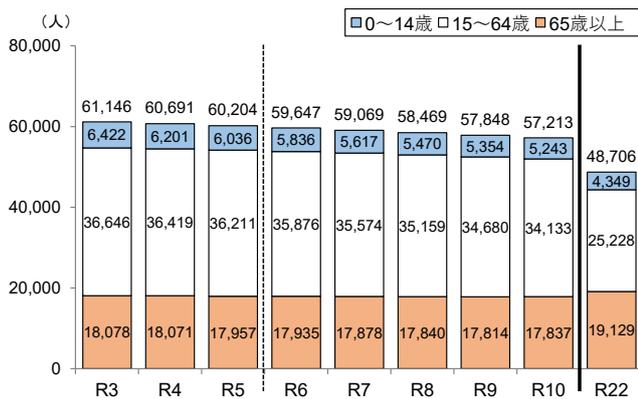
本計画は、令和6年度を初年度とし、令和8年度を目標年度とする3か年計画です。老人福祉法に基づく「老人福祉計画」と介護保険法に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定し、高齢者保健福祉の政策目標と取り組むべき施策・事業を定めています。



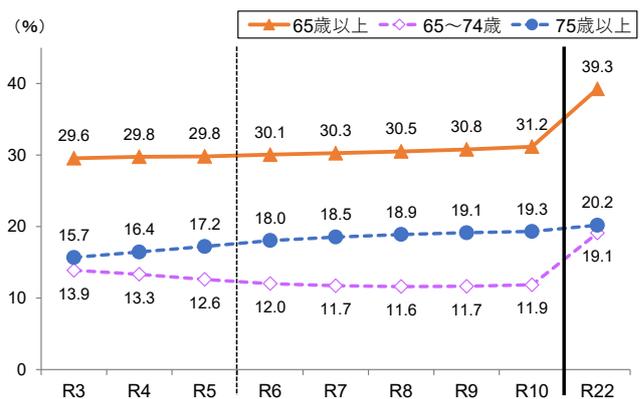
3 人口推移と将来推計

本市の人口は減少傾向にあり、高齢者人口（65歳以上人口）は概ね横ばいとなっていますが、後期高齢者人口（75歳以上人口）は増加が続いています。令和5年9月末時点の人口は60,204人、高齢化率は29.8%ですが、令和22年の人口は48,706人、高齢化率は39.3%になると見込まれます。

年齢別人口の推移と将来推計



高齢者人口割合の変化と将来推計

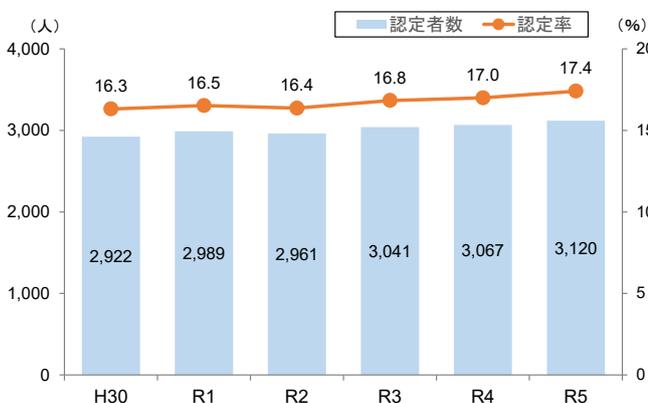


資料) R3～R5(実績値) 住民基本台帳(各年9月末時点)、R6～R22(推計値) コーホート変化率法による推計

4 認定者の状況と介護サービスの利用状況

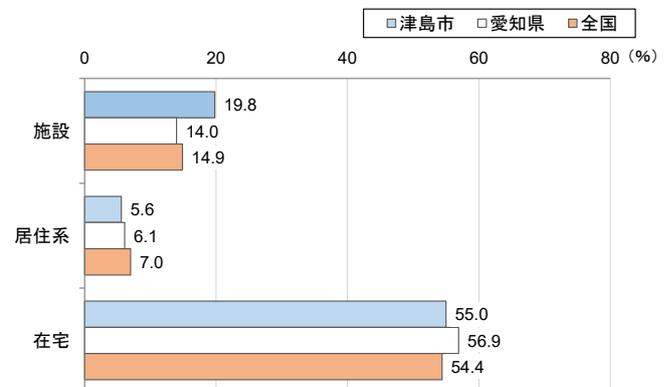
本市の認定者数は、令和5年9月末時点で3,120人、認定率は17.4%で近年やや増加・上昇しています。サービス系列別の利用率をみると、在宅サービス・居住系サービスは全国・県と同水準で、施設サービスは全国・県より高くなっています。

認定者数・認定率の推移



資料) 「介護保険事業状況報告」月報(各年9月末時点)

サービス系列別利用率の比較(全国・愛知県)



資料) 「介護保険事業状況報告」月報(令和4年12月利用分までのデータで算出)

5 現状を踏まえた課題

①在宅生活の継続

- ◆ 医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加
- ◆ 介護が必要になっても自宅で暮らし続けたいと考える高齢者の増加
- ◆ 家族の介護負担や急変時対応への不安

②社会参加・介護予防の推進

- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響による、高齢者の外出・社会参加機会の減少と要介護リスクの増大
- ◆ 人や地域とのつながりを通じた社会参加と介護予防の一体的な推進

③認知症施策の推進

- ◆ 要介護者が有する傷病として認知症の割合が多い
- ◆ 認知症状への対応における介護者の不安・負担
- ◆ 安心して暮らせる地域づくりとリスクを有する人への早期支援

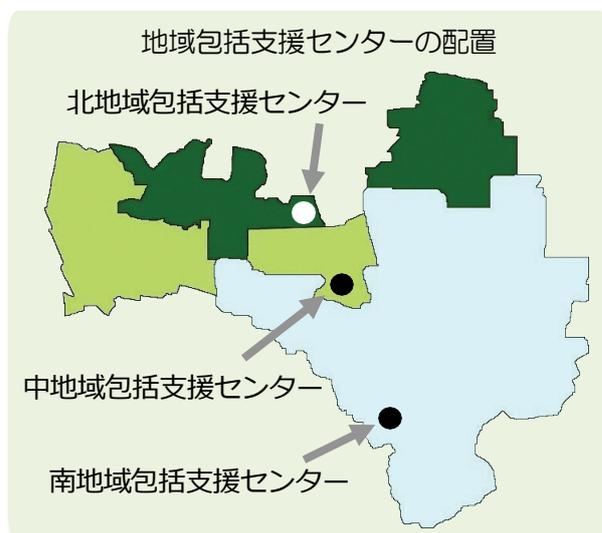
④持続可能で質の高い介護サービスの提供

- ◆ 医療・介護ニーズの高まりに対応できる介護サービスの提供体制の整備・質の向上
- ◆ 限られた資源の効率的・効果的な活用に向けた、介護現場の生産性向上・負担軽減

6 日常生活圏域の設定

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、本市では市内の中学校区を2校区ずつまとめた2つの日常生活圏域を設定し、圏域ごとに地域密着型サービス等の整備を行っています。

地域包括支援センターは、関係機関の連携においても、高齢者と各サービス提供機関との媒介となる機関としても、常にその中心的な役割を果たすものと位置付けられています。本市では3つの地域包括支援センターを設置しています。



7 基本理念・基本方針

第9期計画では、以下の4つの基本理念・基本方針を掲げました。これらを踏まえて施策を推進していきます。

基本理念1
住み慣れた地域で、いつまでも安心して生活できる社会の実現

基本方針1
安心して生活できる地域共生社会の推進

住み慣れた地域でいつまでも安心して生活できるように、地域包括ケアシステムを深化・推進し、多職種連携、見守りと支えあいによる地域共生社会を目指します。

基本理念2
健康で自立した暮らしの実現

基本方針2
社会参加・介護予防の推進

自立した生活を継続していくためには、市民一人ひとりが健康づくりと介護予防のための活動を意識し、実践することが重要となります。また、心身の状況に応じて、自らの能力を活かし、社会参加することで、生きがいのある自立した生活の実現を目指します。

基本理念3
認知症になっても自分らしく暮らし続けられる社会の実現

基本方針3
認知症施策の推進

認知症の人は、今後も高齢者の人口とともに増えることが予想されます。認知症の人と家族に対する支援、認知症に対する正しい知識の周知・啓発、予防と早期発見により、認知症になっても自分らしく暮らし続けられる社会の実現を目指します。

基本理念4
持続可能な介護保険事業の実現

基本方針4
適切で質の高い介護保険事業の推進

全国的に団塊の世代が75歳以上となる2025年を迎える一方、今後、生産年齢人口は減少していくことが見込まれます。介護現場の生産性の向上や適切なサービス利用の促進などを通して、安定的な介護保険事業を持続することを目指します。

基本理念	基本方針	施策
<p>1 住み慣れた地域で、いつまでも安心して生活できる社会の実現</p>	<p>1 安心して生活できる地域共生社会の推進</p>	<p>1-1 地域包括ケアシステムの強化 (1) 地域包括ケアシステムの理解促進 (2) 地域包括支援センターの機能強化</p> <p>1-2 関係機関・多職種連携の推進 (1) 在宅医療・介護連携の推進 (2) 多職種連携の推進</p> <p>1-3 住まいの確保・環境整備 (1) 住みやすい住宅の確保 (2) 安心できる防災・防犯体制の充実</p> <p>1-4 安心して生活できる地域づくりの推進 (1) 家族介護者への支援の充実 (2) 高齢者の見守り活動の推進 (3) 高齢者の尊厳の確保</p>
<p>2 健康で自立した暮らしの実現</p>	<p>2 社会参加・介護予防の推進</p>	<p>2-1 効果的な介護予防事業の実施 (1) 介護予防・生活支援サービス事業の実施 (2) 介護予防事業の実施</p> <p>2-2 日常生活支援の充実 (1) 生活支援サービスの充実 (2) 自立に向けたサービスの充実</p> <p>2-3 社会参加の促進 (1) 高齢者の就労支援 (2) ボランティア活動の充実 (3) 生きがいづくりの推進</p>
<p>3 認知症になっても自分らしく暮らし続けられる社会の実現</p>	<p>3 認知症施策の推進</p>	<p>3-1 認知症との共生 (1) 普及啓発・本人発信支援 (2) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援 (3) 認知症バリアフリー・社会参加支援</p> <p>3-2 認知症の予防 (1) 認知症予防に資する可能性のある活動の推進</p>
<p>4 持続可能な介護保険事業の実現</p>	<p>4 適切で質の高い介護保険事業の推進</p>	<p>4-1 質の高いサービス提供体制の整備 (1) 介護人材の確保支援 (2) 業務の効率化 (3) サービス提供体制の充実</p> <p>4-2 介護保険サービスの実施 (1) 居宅サービス・介護予防サービスの充実 (2) 地域密着型サービスの充実 (3) 施設サービスの充実 (4) 高齢者向け住まいの適切な運営の支援</p> <p>4-3 適切なサービス利用の促進 (1) 介護サービスの情報提供 (2) ケアマネジメントの充実 (3) 介護給付費等の適正化</p>

9 介護サービス給付費等の見込み

本計画における介護サービス給付費等の見込額は、以下のとおりです。令和6年度の標準給付費見込額は約53億円、令和8年度では約58億円と見込んでいます。また、令和6年度の地域支援事業費は約2億8千万円、令和8年度では約3億円と見込んでいます。

(千円)

	合計	第9期		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
標準給付費見込額	16,684,386	5,342,705	5,559,018	5,782,664
総給付費	15,914,231	5,093,576	5,301,411	5,519,244
特定入所者介護サービス費等給付額	304,435	100,564	101,789	102,082
高額介護サービス費等給付額	404,017	129,866	135,319	138,832
高額医療合算介護サービス費等給付額	51,756	15,591	17,197	18,968
算定対象審査支払手数料	9,947	3,108	3,302	3,538
地域支援事業費	867,942	282,332	288,027	297,583

※端数処理により、数値が合わない場合があります。

10 第1号被保険者保険料基準額（月額）の算定

標準給付費見込額及び地域支援事業費から第1号被保険者が負担する保険料収納必要額を算出し、予定保険料収納率、被保険者数等から算定した保険料基準額（月額）は5,800円となります。

保険料収納必要額 3,722,097千円

÷

予定保険料収納率 99.10%

÷

被保険者数 53,964人

※所得段階別加入割合補正後

÷

12か月

||

保険料基準額（月額）5,800円

11

所得段階別の第1号被保険者保険料

第1号被保険者間での所得再分配機能を強化することを目的として、国の保険料の所得区分が見直され、従来の9段階から13段階に多段階化されました。このことを踏まえ、より所得に応じた負担となるよう、以下の17段階に設定をしました。

所得段階	所得区分		基準額に対する割合	保険料 (年額)
第1段階	世帯全員が 市民税非課税	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者 ・前年の課税年金収入と合計所得金額(年金雑所得を含まない)の合計が80万円以下	0.455	31,670円
第2段階		前年の課税年金収入と合計所得金額(年金雑所得を含まない)の合計が80万円を超え120万円以下	0.59	41,060円
第3段階		前年の課税年金収入と合計所得金額(年金雑所得を含まない)の合計が120万円を超える	0.61	42,460円
第4段階	市民税が課税されている世帯員 がいるが本人は 市民税非課税	前年の課税年金収入と合計所得金額(年金雑所得を含まない)の合計が80万円以下	0.72	50,110円
第5段階		前年の課税年金収入と合計所得金額(年金雑所得を含まない)の合計が80万円を超える	1.00	69,600円 <基準額>
第6段階	本人が 市民税課税	前年の合計所得金額が80万円未満	1.15	80,040円
第7段階		前年の合計所得金額が80万円以上120万円未満	1.20	83,520円
第8段階		前年の合計所得金額が120万円以上150万円未満	1.25	87,000円
第9段階		前年の合計所得金額が150万円以上210万円未満	1.30	90,480円
第10段階		前年の合計所得金額が210万円以上250万円未満	1.50	104,400円
第11段階		前年の合計所得金額が250万円以上320万円未満	1.60	111,360円
第12段階		前年の合計所得金額が320万円以上360万円未満	1.80	125,280円
第13段階		前年の合計所得金額が360万円以上420万円未満	2.00	139,200円
第14段階		前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満	2.10	146,160円
第15段階		前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満	2.40	167,040円
第16段階		前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満	2.50	174,000円
第17段階	前年の合計所得金額が720万円以上	2.60	180,960円	